

## 保護領支配確立期のカンボジアの内水面漁業

菊池道樹

### I はじめに

一八六三年、通称「ウドン Udon 条約」の締結によってフランスはカンボジアの保護領支配を開始した。しかし、この条約はフランス人理事官の王都駐在、フランス人の往来、所有、通商の自由などを規定した条項を織り込んでいるものの、カンボジアの内政に関するフランスの権限には一切触れず、むしろ通商条約としての性格が強かった。従って、その後ほぼ二十年間のカンボジアは、国王が旧来どおり専制的権力を掌握し、フランスの形式上の保護国にすぎなかったといっても過言ではない。無論、この間フランスは拱手傍観していたわけではなく、しばしば内政干渉を試みた。しかし、国王や、農民層の

支持に支えられたカンボジア人官吏の抵抗は根強く、フランスの企図は成功しなかった。このためフランスは一八八四年、カンボジアの行政、財政、司法、通商上の諸権限をフランス人理事官へ移譲する主旨の協約を武力を背景として国王に調印させた。ここにフランスによる實質上の保護領支配が始まるのである。

以上のようなカンボジア侵略過程と前後してフランスはヴェトナムをも領有し、一八八七年にはカンボジアとヴェトナム三地域（トンキン、アンナン、コーチシナ）から成るインドシナ連邦を形成し、さらに九九年にはラオスをも同連邦に併合し、インドシナ三国を一単位として統治する連邦植民地を完成した。このようにカンボジアは十九世紀後半、インドシナ連邦植民地の一構成単位

としてフランスの保護領支配下に置かれたのである。<sup>(1)</sup>

それではこうした保護領支配のあり方は、近代のカンボジア経済史においていかなる意義をもったのであろうか。本稿のねらいは、十九世紀後半、即ち保護領支配確立期の内水面漁業に関する二つの問題——漁業経営と漁場占有権の賃貸制度——に即して、この課題を検討することにある。行論の順序としてはまず、カンボジア経済における内水面漁業の重要性について、輸出と財政収入の両面から検討し、次いで内水面漁業の中心地トンレザップ Tonlé Sap 湖沿岸の漁業経営の特徴を明らかにする。そして最後に、中小の河川、湖沼の漁場占有権の賃貸制度の実態と問題点を解明する。

なお、本稿が依拠する主な史料は、フランスの国立古文書館 Archives Nationales の海外部門分室 Section d'Outre-Mer 及び海外文書保管所 Dépôt des Archives d'Outre-Mer が所蔵する、フランス人官吏の書簡、報告書や漁場占有権の賃貸契約文書などである。

(1) 保護領化の過程については、Osborne, Milton, *The French Presence in Cochinchina and Cambodia—Rule and Response (1859—1905)*, Ithaca and London, 1969, を

また保護領支配下の全般的な政治、経済状況については、Forest, Alain, *Le Cambodge et la colonisation française. — Histoire d'une colonisation sans heurts (1897—1920)*, Paris, 1980, を参照のこと。

## II 内水面漁業の経済上の重要性

### 1 水産物の輸出動向

湖沼や河川で捕獲される魚は、米とともに、カンボジア人の食生活に欠かすことができない重要な食糧であり、また保護領期においては輸出品としても極めて重要な地位を占めていた。輸出に占めるこの内水面産の水産物の比重を確認することが本節の課題であるが、その前に保護領化後のカンボジアの貿易状況を概観しておく必要がある。

「ウドン条約」は、コーチシナとの貿易関係について次のように規定している。

コーチシナ総督府の許可証を携行するフランス国籍の船舶がカンボジア国内において貿易取引を行なう場合、アヘンを除く全ての商品について関税は免除される（第十条）。また、フランス人理事官の許可を得た船舶で輸

出されるカンボジアの商品は、コーチシナ各港において関税を免除される(第十一條<sup>(1)</sup>)。

これらの規定は実質上、メコン河を經由するカンボジア—コーチシナ間の貿易の拡大を企図したものであるが、フランスがこうした条項を条約に繰り込んだ背景を簡単に説明しておく。

一八六二年、つまり「ウドン条約」締結の前年にカンボジア各地の経済事情を視察したスポーネル Spowner によれば、当時の流通網は中国人が支配し、商業の中心地プノンベンでは国内外の商品が取引されていた。一方、カンボジア唯一の海港カムポット Kampot は、王室貿易の中継地として一定の賑いをみせていた。しかし、国内を流通する商品は米を除き、全て価格の一割を流通税として課税され、そのうえヴェトナム、タイとの貿易においては、それぞれの国の税関で全商品に一割の関税が課せられた。このため、メコン河経由でプノンベンから輸出される商品の多くは、サイゴンにおいて価格が八割も上昇するほどであった。<sup>(2)</sup>

つまり、前年(一八六二年)コーチシナの東部三省を領有したフランスにとって、カンボジアを自国の市場と

して開放するためには、メコン河経由のコーチシナとの通商上の一体化が必要であり、そのためにはカンボジア—コーチシナ間の二重関税を撤廃させることが不可欠であった。フランスのこうした意図が実現したことは、本条約締結直後にカンボジアを訪れたイギリス人トムソン Thomson によって次のように述べられている。

「首都プノンベンとメコン河沿いの地域においては、フランスの影響力とコーチシナとの貿易の拡大によって、現地の人々の潜在的な力が徐々に発揮されつつあるように思われる。現地のバザールにおいては、様々なヨーロッパの商品に対する需要が増加しつつある。<sup>(3)</sup>」

このような傾向はその後、運輸・通信網の開設によってさらに促進された。<sup>(4)</sup> その結果八十年代になると、カムポットの貿易港としての機能は著しく低下し、「今やサイゴンとチョロンがカンボジアの中心地へ必要なものを送り出す基地となっている。王国の産物もまた、全てプノンベンからこの二つの都市に向かって<sup>(5)</sup>。」と言われるほど、カンボジアとコーチシナの通商上の一体化が強化された。

表 1 主要商品出荷額の構成と推移

1. 1864~1865年(フランス)	2. 1873年(フランス)	3. 1887年(ピヤストル、1ピヤストル=4.5フラン)	4. 1929年(ピヤストル、1ピヤストル=11.45フラン)
水産物 (植魚、干魚) 774,640 (752,830)	水産物 (植魚、干魚) 2,651,344 (2,098,567)	水産物 (植魚、干魚) 614,239 (523,115)	水産物 (植魚、干魚) 11,476,900 (11,022,600)
繻花 526,610	繻花 2,151,034	林産物 272,239	アヘン 5,257,560
カルダモン 103,230	キツヤの葉 620,382	米 266,438	アヘン 4,002,505
タバコ 63,160	林産物 499,341	タバコ 191,083	林産物 3,266,873
アヘン 28,230	胡椒 385,966	アヘン 158,477	アヘン 2,734,920
その他 75,030	その他 655,315	その他 893,042	その他 13,473,629
合計 1,570,900	合計 6,963,382	合計 2,395,518	合計 40,212,387

【出所】 1. de Villeneuve, A. B. (éd.), *Explorations et missions de Doulat de Lagère*, Paris, 1883, p. 170.  
 2. Aymonier, Etienne, *Géographie du Cambodge*, Paris, 1876, pp. 62—63.  
 3. de Lanessan, J.-L., *L'Indochine française*, Paris, 1889, p. 400.  
 4. Morizom, René, *Monographie du Cambodge*, Hanoi, 1931, pp. 110—113.

以上の指摘から、「ウドン条約」後、メコン河經由のカンボジアの貿易は、およその傾向としては拡大方向にあることは推定できよう。

それでは貿易の具体的な動向はどうであろうか。但し、通商上の一体化の結果、カンボジアとコーチシナは貿易統計のうえでもサイゴン港の統計として一本化されたため、カンボジア独自の統計は存在しないのである。それ故、表1のような間接的な史料に依拠しておよその輸出動向を捉えることによって貿易動向の特徴の一端を明ら

かにしたい。そこでまず、本表の性格と問題点に触れておこう。

本表は前述の流通税の徴収額をもとに商品の出荷額を表わしたものであり、管見の限り公けにされているのは右記の四年分だけである。しかし、原著者たちが一様に指摘するとおり、これらの数値は当時の税関管理体制の杜撰さから必ずしも流通する全商品をカバーしているわけではない。また、米、アヘンなどの重要な商品が欠けている年度があること、さらに計上分全てが輸出され

## (91) 保護領支配確立期のカンボジアの内水面漁業

表2 塩魚、干魚の出荷量・輸出量の推移 (単位: トン)

年度	塩魚, 干魚	出 所
1865	3,644	de Villemereuil, <i>op. cit.</i> , p. 170
1873	7,718	Aymonier, <i>op. cit.</i> , p. 62.
1887	9,508	de Lanessan, <i>op. cit.</i> , p. 400.
1897	15,600	<i>Bulletin économique de L'Indochine. Année 1899</i> , p. 548.
1906	15,600*	Dreyfus, Pierre, <i>Le Cambodge économique</i> , Paris, 1910, p. 30.
1909	11,500	Pétillot, Loys, <i>Une richesse du Cambodge. La pêche et les poissons</i> , Paris, 1911, p. 131.
1910	16,000	<i>Ibid.</i> , p. 131.
1912	13,640	Forest, Alain, <i>Le Cambodge et la colonisation française</i> , Paris, 1980, p. 281.
1929	19,669	Morizon, <i>op. cit.</i> , p. 112.
1955	9,500**	兵庫農科大学「カンボディア学術調査報告」1958年, p. 43.
1965	588**	外務省アジア局編「カンボジア王国」1967年, p. 88.

\* 漁油, ニヨクマムを含む。

\*\* 輸出品

なお, \*\* 以外は出荷量を示す。

るとは限らず、一部が国内で消費されることにも留意する必要がある。

さて、そうした問題点を念頭に置いて本表をみると、出荷額全体としては、保護領期を通じて顕著な増加傾向にあることは明らかである。「ウドン条約」後の輸出の拡大を裏付けているといえよう。

品目構成については、年度により欠落する項目があるため、品目別構成比の推移を検討することはできないが、相対順位では水産物の首位は不動である。出荷額を構成する水産物は全て内水面漁業の産物であり、内訳をみると塩魚・干魚がいずれの年度においても八割前後を占める。しかも、その大部分は、トンレザップ湖で漁獲される *treu pra*, *treu reech* と呼ばれる二種類の鯰科の魚である。<sup>(2)</sup> 内水面漁業のカンボジアの輸出に占める重要性は、保護領期を通じて不変であったことに異論はあるまい。なお、水産物以外の品目では米、林産物などの動向が注目されるが、ここでは立ち入らないこととする。

次に表2によって、水産物の出荷量の推移をみておく。本表も保護領期の分については国内の税関を通過した水産物の動向を示したものであるが、その大半はサイゴン

港を經由してシンガポール、ホンコンへ輸出されたものである。<sup>(7)</sup> 大まかな傾向をみると、十九世紀後半にはほぼ順調に拡大し、世紀末になると一五五、〇〇〇トン台に達する。しかし、二十世紀に入ると停滞、乃至は減少する傾向がみられ、一九一〇年代には一万〜一万数千トン台にとどまる。その後の数値は断片的であるため、およびその傾向を読みとることは不可能であるが、少なくとも出荷量、若しくは輸出货量の大幅な拡大がみられなかったことは否定できないであろう。

なお、こうした出荷量の動向の分析は海外市場における水産物需要の変化、及び内水面漁業の生産のあり方の二つの側面から行うべきであるが、本稿では前者の問題には立ち入らないこととし、後者については章を改めて検討する。

## 2 財政収入と内水面漁業

これまでの叙述から、内水面産の水産物の輸出拡大は、関税収入の増加に大きく貢献したことは明らかであろう。王国政府、及び保護領政庁のもとで関税収入は主要な財源であり、従って内水面漁業の発展はカンボジア財政の

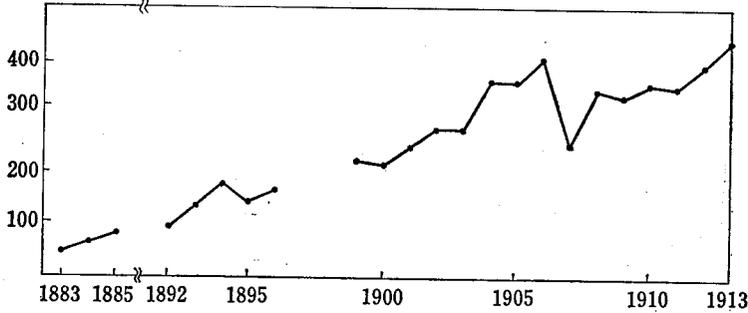
なかで極めて重要な意味をもっていたのである。

ところで、「ウドン条約」締結以前に王国政府は、財源確保のため、中小の河川、湖沼の漁場については一部を除き、漁期ごとにその占有権を競売により賃貸する制度を導入した。内水面漁業の中心地、トンレザップ湖沿岸、メコン河、トンレザップ河沿いの漁場については、関税の増収を期待し、賃貸料の徴収が漁業経営の圧迫とならぬよう、この制度を適用しなかった。<sup>(8)</sup> 保護領政庁もまた、漁場占有権賃貸制度を継承し、賃貸料収入を重要な財源として位置づけ、積極的に増収に努めた。この制度の内容と問題点を検討することはIV章の課題であるが、ここではその前提として保護領期のカンボジア財政において漁場賃貸料収入がもつ重要性を明らかにしておく。

王国政府のもとでの財政収入は、アヘンの製造と販売の請負税、関税、及び人頭税に大きく依存していた。例えば、一八七四年には王国政府の総収入約三百万フランのうち、アヘン請負税七二万三、〇〇〇フラン、関税収入六八万七、〇〇〇フラン、人頭税四二万六、〇〇〇フランと、三つの税収入が全体の六割以上も占めていた。そして、他のいずれの収入項目も全体の五%を超えず、漁

(93) 保護領支配確立期のカンボジアの内水面漁業

図1 漁場占有権賃貸料収入の推移 (単位; 1,000ピアストル)



1883—1884年 Archives Nationales, Dépôt des Archives d'Outre-Mer. (以下, AN, DAOMと略記) Indochine 12694. Lettre du Fours, Représentant du protectorat, au Gouverneur, Saigon. Phnom penh, 27-[月不詳]-1884.  
 1885年 Leclère, Adhémar, *Recherches sur le droit public des Cambodgiens*, Paris, 1894. p. 310.  
 1892—1896年 *Annuaire du Cambodge*. Pour l'année 1897, Phnom penh, 1897, p. 38.  
 1899—1913年 Brenier, Henri, *Essai d'atlas statistique de L'Indochine française*, Hanoi & Haiphong, 1914, p. 189.

場占有権の賃貸料収入は一%にも満たなかった。<sup>(9)</sup> たなかで王国政府支配末期においては、商業的漁業の展開に伴う賃貸価格の上昇を背景に漁場占有権の賃貸料収入は徐々に増加する傾向がみられた。フランスが実質的な保護領支配を開始する三年前の一八八一年、ブノン駐在のフランス人理事官フール Fours は、サイゴン総督に宛てた六月十八日付の書簡のなかで、「数年前まで国王の漁場賃貸料収入は、二、三〇〇ネン<sup>(10)</sup> (当時のカンボジアの通貨で、一ネンが十五・五ピアストル) にすぎなかったのですが、今年の漁期には、二、八〇〇ネンに達しました。」と述べている。<sup>(11)</sup> つまり、数年間でほぼ十倍前後の伸びをみせていたのである。

フランス保護領政庁は一八八四年、カンボジアの財政権を掌握すると、財政収入を増加させるために、既存の税制の再編強化に努めた。先の三つの税を主要な財源としながらも、他方で親税〔各戸が収蔵する親の一割を徴収する税〕を金納化したり〔一八九二年〕、漁場占有権賃貸制度を改革して賃貸料収入の増収を図った。<sup>(11)</sup> 一八八三年以降第一次大戦前までの賃貸料収入額の推移は図1に示されるとおりである。一時的な落ち込みや停滞はみ

られるものの、おおむね増加する傾向にあったといえよう。こうした増収傾向の原因としては、後にみるように保護領政庁による貸付制度の改革と貸付価格の上昇が挙げられる。中小の河川や湖沼においても商業的漁業が発展し、漁場占有権を求める競争が激化し、その結果占有権の貸付価格は引き上げられたのである。財政収入全体に占める比率も次第に高くなり、九〇年代前半には五七%台に達した<sup>(12)</sup>。

ところが、一八九八年にヴェトナムにおける公共投資の拡大を主たるねらいとしたインドシナ連邦予算が創設されると、それまでカンボジアの主要な財源であったアヘン請負税と関税は連邦予算の収入項目として組み込まれた。このため地方予算としてのカンボジア保護領予算は、租税、漁場占有権貸付料収入、人頭税など直接税のみを財源とするようになった。そして予算支出の大部分は官吏の人件費等、行政制度を維持するための費用に充てられた。フランスはこうして、連邦植民地のもとでヴェトナムの経済開発に搾取 exploitation を優先させ、そのために必要な財源を供給する地域としてカンボジアを位置づけたのである。

こうした財政改革なかで漁場占有権貸付料収入はカンボジア地方予算において租税に次ぐ重要な財源となり、世紀転換期後は予算収入全体のほぼ一割を占めるに至った<sup>(14)</sup>。

内水面漁業はこのように、関税収入、中小河川や湖沼の漁場占有権の貸付料収入の両面において、連邦植民地支配下のカンボジアの財政を支える重要な意義をもっていたのである。

(1) Bibliothèque Coloniale Internationale, *Régime des protectorats*, 4<sup>me</sup> série. Tome. I, Bruxelles & Paris, 1899, pp. 423—424.

(2) Spowner, A., "Cambodge—Renseignements topographiques, statistiques et commerciaux." *Chine et Indochine, Faits commerciaux*, No. 36, *Annales du commerce extérieur*, No. 1607, 1865, pp. 44—45.

(3) Thomson, G., *Notes on Cambodia and its races* (Transactions of the Ethnological Society of London. Paper read July 9, 1867).

(4) 六十年代末には「ノンムンとカムボットに電信局が設置され、七二年には「ローチンナ海運会社」(Messageries Maritimes de Cochinchine) が設立され、ノンムン—サイロン間に週一回の定期便が就航した。(Aymonier,

(95) 保護領支配確立期のカンボジアの内水面漁業

- Etienne, Géographie du Cambodge, Paris, 1876, p. 66).
- (5) Buchard, "Rapport sur le Grand Lac (Cambodge)" *Excursions et Reconnaissances*. (ボルネオ ER 記録) No. 6, 1880, p. 379.
- (6) 例きは、七三年度は、they pra, they réech など一四二万八、九三五マン、二七万六、八八六マンと塩魚、干魚の総出荷額の八割強を占めた (Aymonier, *op. cit.*, *Géographie*, p. 62).
- (7) Denis, A., "Chambre de commerce de Saigon" *ER* No. 12, 1882, p. 434. Brenier, Henri, *Essai d'atlas statistique de L'Indochine française*, Hanoi & Haiphong, 1914, p. 189.
- (8) Buchard, *op. cit.*, "Rapport" No. 2, 1881, p. 226.
- (9) Aymonier, *op. cit.*, *Géographie*, pp. 68—69.
- (10) Archives Nationales, Dépôt des Archives d'Outre-Mer (ボルネオ AN, DAOM 略記) Indochine, 12694, Lettre du Foures, Représentant du protectorat au Gouverneur, Saigon. Phnom penh, 18 juin 1881.
- (11) 保護領化後の税制については、Leclère, Adhémar, *Recherches sur le droit public des Cambodgiens*, Paris, 1894, pp. 229—325. Forest, *op. cit.*, pp. 198—232. 参照せよ。
- (12) République française, *Annuaire du Cambodge, Pour l'année 1897*, Phnom penh, 1897, p. 38.

- (13) 連邦計算については、Demory, Gustave, *Les principales réformes financières en Indochine, de 1897 à 1899*, Paris, 1899. 参照せよ。
- (14) Brenier, *op. cit.*, p. 73.

III トンレザップ湖沿岸の漁業経営

最初に、一八八〇年前後の、ムラー Mouta, (1) ビンチャー Buchard (2) の漁場視察記録をもとに、トンレザップ湖〔位置については図2参照〕周辺の漁業の自然、及び社会的条件を概説しておこう。

雨季になるとメコン河やトンレザップ河などの河川は増水し、その水はトンレザップ湖へ逆流する。このため、湖の面積は乾季には約三千平方キロであるのが、雨季になるとその約三倍に拡大する。氾濫水は湖岸の草地や森林に及び、ここではプランクトンが繁殖し、各種の魚類の成育が促進される。その結果、減少が始まる十一月には湖は魚の一大貯蔵庫となる。

漁業に従事する者は、湖の水深が三メートルほどに低下する年末年始頃に湖岸や河岸へ移動し始める。移住者の民族構成は多様で、カンボジア人の他に、ヴェトナム

人、タイ人、マレー人、中国人からなる。後三者は比較的少数であるが、ヴェトナム人は人数が多いうえ、漁業に最も熱心に取り組む。移住者は民族別、地域別に慣習上、定まった区域で集落を形成する。カンボジア人の場合、雨季と乾季に一村全体が固有の湖岸、河岸の漁場と内陸の農耕地との間を往復するケースが一般的である。

いずれの集落においても、スナン snan、ミスロック mi-shock などと呼ばれる行政、治安上の責任者が一人選出される。こうして移住者が集落を形成する所以は、治安対策上の有効性に加え、漁法の特異性にある。というのは、主要な漁獲の対象である *tey pra*, *tey réech* は大魚でしかも回遊性であるため、大規模な地引き網を共同で操作し、一挙に捕獲する必要があるからである。操業を開始するのは一月末頃で、三、六月が最盛期である。

そして雨季が始まるとともに漁は終わり、漁業に従事していた者は再びもとの土地に戻り、農業、その他の職業を営む。

このように、内水面漁業は乾季の低水位期に集中的に営まれる季節的な漁業なのであり、従って副業的性格が濃い。

ところで、漁業生産は本来的に商品生産を前提とし、市場との結びつきは強い。カンボジアの内水面漁業についても、「ウドン条約」以前に既に、商業的漁業としての性格を有していた。トンレザップ湖産の水産物は、国内市場へ出荷される一方、近隣諸国はもとより中国、ジャワなどの海外市場へも輸出されていた。こうした流通網を支配していたのは中国人商人であった。<sup>(4)</sup>「ウドン条約」後、海外市場における水産物の需要が高まりコーチシナとの通商上の一体化がすすみ、流通事情が改善されると、中国人商人はさらに活発に活動し、小生産者の漁民への寄生を強化した。そうした八〇年代の状況を要約して述べれば次の如くである。

中国人商人は、大きなジャンクで集落を巡り、塩魚や干魚を現金で買い入れたり、水産物の加工に必要な塩や米、綿製品、檳榔子などの商品と交換する。商人はそれを保存し、価格が最も高くなる七、八月にブノンベンやサイゴンの市場で売り多大の利益を得る。一方、カンボジア人の漁民の多くは貧困であり、漁獲直後に換金したり、日用品と交換することを望む。殊に人頭税、穀税などの金納化により、この傾向は一層強くなった。そのた

め、商人に漁獲物を安値で買ったかたたり、日用必需品との交換比率も市場価格に比べ、極めて低くならざるを得ない。しかも彼らは漁獲物を担保に操業資金や生活資金を前借りすることが少なくない。利率が極めて高いために、返済後には手元に何も残らないことが多い。そのうえ、不漁などで返済不能に陥ると商人の債務奴隷に転落する<sup>(5)</sup>。中国人の前期的前貸商人はこのように、流通金融面でカンボジア人の小生産者の漁民に寄生し、彼らを完全に支配していたのである。それではこうした流通金融事情のもとで、漁業経営はどのように行われていたであろうか。

トンレザップ湖沿岸の漁場では、鉆突漁、釣漁、投網など多様な漁法がみられたが、先にみたとおり、漁獲上、最も重要な漁法は地引き網であった<sup>(6)</sup>。従って、主要な生産形態は協業が可能な形態であり、「ウドン条約」直前においては、小生産者の共同経営とともに、資本制的企業経営も一定程度の展開をみせていた。さらにこの他に、簡単な漁具を用いて家族労働力を中心として営む家族経営も多数存在していた。なお、共同経営に参加する者もまた、ある時期には家族経営に専念していたとみ

られる。それ故、これらの経営形態の区分は絶対的なものではない。

これらの経営形態のうち、共同経営は「ウドン条約」以前には広範に存在していたとみられる。「条約」直後に漁場を視察したイギリス人、ケネディ Kennedy によれば、共同経営を構成するのは、二、三家族からなる二十人前後の漁民であった。彼らは雨季に共同作業によって新しい大きな網をつくり、漁期になると集団で漁場へ移動し、この網を用いて操業した<sup>(7)</sup>。さらにムラーによれば、共同作業によって得られた漁獲物は、慣習的な方法によって参加者へ分配されるので、トラブルが起ることはなかった<sup>(8)</sup>。

こうした記述に拠る限り、この経営は文字通り、小生産者の共同労働によって維持されていたことになるが、さらに詳しい経営内容、商業的漁業の展開がもたらした影響については、史料的に明らかにすることができない。八〇年代以降の諸史料は共同経営について全く言及していないのである。従って、このことは八〇年代以降、共同経営が少なくとも支配的な経営形態ではなかったことを示唆しているのではあるまいか。「ウドン条約」後、

表3 1881年漁期におけるトンレザップ湖周辺の操業状況

漁村	漁場の経営数	経営主の国籍別内訳	資金(ピアストル)	漁網の規模(メートル)	漁夫	漁獲量(トン)	備考
①Shnok-trou	7	—	—	300	男10人 女12	12~15 (平均)	平均的規模の経営例
②Compong-kniss	6	5—ヴェトナム人 1—カンボジア人	100~110	150	—	2.4~3.3 0.24	各経営の平均
③Compong-long	1	カンボジア人	—	—	男39人 女21人	0.9	全てカンボジア人の集団移住者、共同経営か? 規模は平均を下回る
④Compong-prac	10	5—ヴェトナム人 4—カンボジア人 1—混血中国人	128~146 40 80	300~500 — —	— — —	1.8~2.1 — 1.8	各経営の平均 各経営の平均
⑤Pream	1(?)	中国人、カンボジア人の共同	—	—	30	—	—
⑥Compong-mat-khla	7	7—中国人	—	—	20(全てカンボジア人)	16.8	各経営の平均
⑦Compong-pluck	6	—	—	—	—	全体で 42	—
⑧Compong-cham	8	8—ヴェトナム人	—	—	—	全体で 46.8	—
⑨Compong-kniss	7	1—タイ その他ヴェトナム人、中国人	—	—	—	(全体で?) 54	—
⑩Khsom (人口500人)	9	8—国籍不詳 1—ヴェトナム人	— 3,000	500, 800 ~1,500 1,200 (680\$)	— — 男30人 女20人	— —	各経営の平均

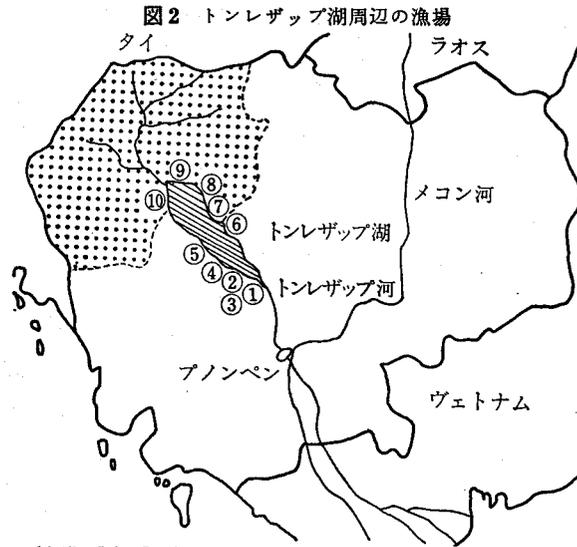
〔出所〕 Saint-Serin, "Voyage aux lacs du Cambodge." *Revue maritime et coloniale*. No. XCVIII, 1888.

① p. 387, ② p. 395, ③~④ p. 396, ⑤ p. 399, ⑥ 402, ⑦~⑨ p. 403, ⑩ pp. 405~406.

なお、各漁村の位置は、図1参照。

家族経営同様この共同経営においても、中国人商人による寄生が強化する、経営規模の拡大はおろか、現状維持さえ困難であったと思われる。

他方、資本制的企業経営についても、スポーネルが「漁業者は所有する舟の数や資金に応じて漁夫を雇っている。」と述べているように、商業的漁業の一定の展開を背景として、「ウドン条約」以前に既に存在していた。しかし、その本格的な発展は「条約」後のことであり、そうした具体的な事例として、ヴェトナム人のレー・ト・ティエン Lê-Thuong-Tieng 一家の経営を挙げることができる。レー家は、一八四五年頃にトンレザップ湖沿岸で漁業経営に着手し、「ウドン条約」後順調に経営を拡



【出所】 Saint-Sernin., op. cit. 巻末の付図。  
なお黒点部の地域はこの時期にはタイの領土であり、カンボジアに返還されるのは1907年のことである。

大し、二十世紀初頭には年間水揚げ量三〇〇トン、雇傭する漁夫一二〇人といずれも創業時の五倍に、また純利益は八、〇〇〇〜一万ピアストルと七〜八倍に増加した。<sup>(10)</sup>  
八〇年代初頭には、こうした企業経営はトンレザップ湖沿岸の漁場に広範に定着した。そこで、主としてこの時期の企業経営のいくつかの特徴を表3、4に扼り明ら

かにしたい。

一、経営規模 表3は一八八一年度の一部の漁村の操業状況を示したものである(漁村の位置は図2に表示)。表中の平均的な経営規模は、(2)、(4)にみられるとおり、操業資金は一〇〇ピアストル台、所有する漁網の周囲は一五〇〜五〇〇メートル程度、漁獲量は二〜三トン台である。但し、この年は不漁で、いずれの経営においても漁獲量は平年を下回っている。<sup>(11)</sup> 雇傭する漁夫は十数人から数十人台が多い。これに対し、(10)の一経営は漁網の周囲が一、二〇〇メートル、操業資金が三、〇〇〇ピアストル、雇傭する漁夫が五〇人と、表中の経営のなかでは例外的に規模が大きい。しかし、当時、それ以上の周囲一、六〇〇〜二、〇〇〇メートルの漁網を所有する経営は稀れではなく、湖岸全体の漁場のなかでは(10)のような規模の経営は珍しくなかったとみられる。経営の大規模化がかなりすすんでいたといえよう。

二、経営主体 表3にもみられるとおり、経営主のなかにはヴェトナム人がかなり多い。この点についてビシヤールは、「湖岸の大きな漁場は全て、ヴェトナム人の支配下にある」と表現しているほどである。こうしたヴ

エトナム人の多くはコーチシナ出身であり、彼らは創業にあたっては中国人商人から年利十割に及ぶ高利にもかかわらず、借金をして資金を調達する<sup>(14)</sup>。このことから、企業経営は小生産者の共同経営の内部から自生的に発展するのではなく、初めから前貸商人に金融面で依存する外部の者が設立する経営であることが推定できるであろう。

三、経営収支 ムラーは、水揚げした七二トンの水産物を四、八〇〇ピアストルで売り、純利二、九〇〇ピアストルを得た一経営例を紹介している<sup>(15)</sup>。また、サンセルナン Saint-Serin も周囲約三〇〇メートルの網を所有する経営の平年の収支構成を示している。それによると、水揚げ量は一二トン、売上げ高九一四ピアストル、流通税一割を含む総支出は五二六ピアストル、純利益は二八八ピアストルである<sup>(16)</sup>。収益率は、前者の場合約六〇%（流通税一割を差し引くと五〇%）、後者の場合は約三三%である。これらの例にみられるとおり、当時の企業経営の収益性は極めて高かったとみられる。その主要因としては、水産物価格の全般的上昇傾向、労賃水準の相対的低さが挙げられよう。殊に、小生産者の経営に比べ

て有利なことは、中国人の仲買商人に支配されず、水産物価格の上昇を待つてブノンベン市場へ直接売りに出せる点である<sup>(17)</sup>。

四、資本構成 表4の三例に共通する特徴としてはまず第一に、人件費の割合が高い点を指摘できる。いずれの経営例も資本総額全体の五割前後を占める。次に漁業設備費の内訳をみると、舟と網の費用が高率を占めている。(1)と(2)のように、湖上で操業する経営においては、漁網に地引き網の比率が高い。第三に、漁業技術については、舟はいずれも手漕舟か帆舟であり、動力は一切用いられていない。要するに、当時の企業経営は、規模、漁法の如何を問わず、基本的には労働力に依存する経営であったと言えよう。従って、経営主にとっては労働力を安く、確実に確保することが最大の課題であった<sup>(18)</sup>。

五、雇傭関係 まず第一の特徴は、民族上の問題である。経営主の多くがヴェトナム人であることに対応して、漁夫もまたコーチシナから出稼ぎに来るヴェトナム人であり、カンボジア人は少ない<sup>(19)</sup>。第二に、表4に示されるように、労賃の支払い方法においては、いわゆる歩分け法

## (101) 保護領支配確立期のカンボジアの内水面漁業

表4 1880年前後の3経営の資本構成

	I. トンレザップ湖岸 (ピアストル, 1ピアス トル=4.5~5フラン)	II. トンレザップ湖岸 (フラン)	III. 河 口 (フラン)
人 件 費	1,953(55.9%)(労賃23. 3+食費20+嗜好品4+ 衣料1.5)×男40人	6,680(47.1%)(労賃100 +食費78+衣料費20+ 帽子2)×男25人+(労 賃50+食費78+衣料費 12)×女12人	3,646(59.4%)(労賃100 +食費78+衣料費20+ 帽子2)×男12人+(労 賃50+食費78+衣料費 12)×女5人
漁網と付属 品	598(17.1%)(漁網450 +鉛の錘48+染料50+ 修繕用の糸50)	3,160 (22.3%)(漁網 2,500+鉛の錘60+染 料600)	160(2.6%)(漁網100+ 染料60)
舟	385(11.0%)(7人漕ぎ 100+6人漕ぎ60×2+5 人漕ぎ50+4人漕ぎ45 +7人漕ぎの網舟70)	2,950(20.8%)(大型ジ ャック500+小型ジ ャック450×5+小舟50× 4)	900(14.7%)(ジャンク 450+2人漕ぎ小舟50× 5+運送用大型舟・賃 借200)
家屋, 干場		600(4.2%)	100(1.6%)
加工用漁具 その他	558(16.0%)(庖丁240 丁57.25, 鉄製鍋83.3, 漁 油用手桶6箇60など)	848.2(6.0%)(庖丁37丁 57.2, 竹100, 漁油用壺 3箇90 塩200ピクル 400など)	1,336(21.8%)(庖丁17 丁, 塩200ピクル 400, 竹2万本240など)
合 計	3,494(100%)	14,178.2	6,142

- [出所] I. Archives Nationales, Section d'Outre-Mer. Indochine, M90 (9), Carton 235. Moura, J., Rapport de Moura, représentant du protectorat au Amiral, Saigon, sur la pêche du Garnd-Lac, Phnom penh, 5 Juillet 1878.  
 II. Buchard, "Rapport sur le Grand Lac (Cambodge)". *Excursions et Reconnaissances*, p. 220.  
 III. *Ibid.*, p. 214.]

はみられず、現金、及び食糧や嗜好品を支給していた点である。この点は日本の網元経営に比べ、雇傭関係において資本・賃労働的性格が濃いことを表わしている。しかし、労賃の支払方法をみると、表中の三例に共通してみられるとおり、食糧を中心とした現物支給分が現金を上回る。この点が第三の特徴である。経営主がこゝうした支給方法をとるねらいは、漁夫を引き留めておくことにあった。というのは、主要な漁場には中国人が経営するアヘン窟や賭博場があり、そこで漁夫が労賃を浪費した挙句、逃亡することを防ぐ必要があったからである。さらに第四の特徴は、第三の点とも関連するが、前賃金の問題である。表4には直接表われないが、雇傭契約にあたっては前賃金を漁夫に支給することが一般的であったとみられる。漁夫はひとたび前借をすると、返済は難しく、翌年以降も雇傭契約を更新せざるを得ない。つまり、経営主は漁夫を債務奴隷化して確保することが多かったのである。<sup>(23)</sup>

経営主がこうした漁夫緊縛策をとる根本的な原因は、労働力不足にあったことは言うまでもない。この労働力不足を規定する要因としては、内水面漁業の季節性の他に、六〇年代後半以降コーチシナにおける水田開発が進展した結果、ヴェトナム人の労働力が定着したこと、内水面漁業の家族経営、小生産者の共同経営が完全に分解することがなく、労働力の供給源とはならなかったことなどの事情が考えられる。

ところで、このような労働力確保の困難さから企業経営は、経営規模の拡大の限界に達する。労働力の供給事情が変わらない以上、経営主は動力の導入等技術上の改善によってしかこの限界を突破できない。しかし、それは資金、内水面漁業の自然条件に制約されて実現が不可能であった。このように、十九世紀後半には労働力不足から、企業経営の発展に限界がみられたのである。

さらに、企業経営のみならず、内水面漁業の生産そのものに関わる問題として、乱獲による水産資源の減少が世紀転換期に表面化していた。<sup>(22)</sup>世紀転換後の輸出の停滞の背景には、以上のような内水面漁業の生産上の問題があったのである。

さて、本章の締めくくりとして次の点を確認しておきたい。「ウドン条約」後のトンレザップ湖沿岸の商業的漁業の発展は、基本的には資本制的企業経営の拡大によるものであった。この経営の主体の多くは、コーチシナ出身のヴェトナム人であった。彼らは創業にあたって、カンボジア人の漁民に寄生し前期的利潤を獲得する中国人商人から融資をうけた。こうして、一方でヴェトナム人を中心とする企業経営が発展したのに対し、カンボジア人の小生産者の経営は中国人商人に金融、流通面で支配を強化され停滞を余儀なくされた。トンレザップ湖の商業的漁業はこのように異民族が生産、流通、金融面に進出し、支配を強化することによって発展したのであった。

(1) Archives Nationales, Section d'Outre-Mer, Indochine, M 90 (9), Carton 235. Moura, J., Rapport du Moura, représentant du protectorat au Amiral, Saigon, sur la pêche du Grand Lac. Phnom penh, 5 juillet 1878.

(2) Buchard, *op. cit.*, "Rapport" No. 2, 1881, pp. 918—229.

(3) Boulangier, Edgar, *Un hiver au Cambodge*, Tours, 1887, pp. 147—148.

- (4) Spowner, *op. cit.*, p. 40, p. 48.
- (5) Moura, *op. cit.* Buchard, *op. cit.*, "Rapport" No. 2, 1881, p. 226. Brien, "Aperçu sur la province de Battambang" *ER*, No. 24, 1885, p. 355, No. 25, 1886, p. 13. Marguet, E., "La pêche du Grand Lac (Cambodge)." *Bulletin économique de L'Indochine* (以下 *BEI* と記す) 1905, p. 891.
- (6) Campbell, James, "Notes on the Antiquities, & C. & c., of Cambodia." *Journal of Royal Geographical Society* (以下 *JRGS* と記す) XVI, 1862, p. 185.
- (7) Kennedy, H. G., "Report of an Expedition made into Southern Laos and Cambodia in the early part of the year 1866." *JRGS*, XXXVII, 1867, p. 309.
- (8) Moura, *op. cit.*
- (9) Spowner, *op. cit.*, p. 48.
- (10) Leclère, Adhémar, "La pêche dans le Grand Lac du Cambodge." *BEI*, 1901, pp. 676—677.
- (11) Saint-Sernin, "Voyages aux lacs du Cambodge," *Revue maritime et coloniale*, No. XCVIII, 1888, p. 380, p. 387. 以下を参照。
- (12) Moura, *op. cit.*
- (13) Buchard, *op. cit.*, "Rapport", *ER*, No. 2, 1881, p. 226. ヴンヤーンに限らず、当時の漁場視察者は必ずしも経営の主体にヴェトナム人が多し事実を指摘しているが、その理由として民族的特性を挙げているのである。
- (14) Féré, Octave, *Les régions inconnues—Chasses, pêches, aventures et découvertes dans l'Extrême-Orient*, Paris, 1870, p. 130.
- (15) Moura, *op. cit.*
- (16) Saint-Sernin, *op. cit.*, p. 387.
- (17) Buchard, *op. cit.*, "Rapport" *ER*, No. 2, 1881, p. 228.
- (18) ヴンヤーンは経営主のなかに労賃を節約するため、タイから奴隷を買収者をつれてくることを指摘しているが (*Ibid.*, p. 199) それにした経緯はその程度普及しているのではないのである。
- (19) Guesde, P., "Le Cambodge et ses ressources", *Revue indochinoise* (以下 *RI* と記す) No. 9, Tome. XIV, 1910, p. 219.
- (20) Delaporte, Ley, *Voyage au Cambodge: l'architecture khmer*, Paris, 1880, pp. 24—25. Durand, P., "Les lacs du Cambodge," *RI*, No. 9—10, Tome. XXII, 1914, p. 296.
- (21) Moura, *op. cit.* Pétillet, Loys, *Une richesse du Cambodge—La pêche et les poissons*, Paris, 1911, pp. 132—138.
- (22) 筆者は別稿において、世紀転換期におけるコーチシナの農業経営と土地所有の問題を扱い、そのなかでコーチシ

ナの新田開発の主体はコーチシナ在在のヴェトナム人の土地なし層であったことを明らかにするつもりである。

(23) Leclère, Adhémar, "La pêche" *op. cit.*, pp. 676—677.

#### IV 中小の河川、湖沼の漁場占有権貸貸制度

本論の前提としてまず、王国政府のもとの漁場制度の概要を、十九世紀後半に保護領政庁の要職にあったルクレール Leclère の所説をもとに示しておこう。<sup>(1)</sup>

アンズオン An Duong 国王〔在位一八四五年—一八五九年〕の治世下においては、それ以前の時代と同様、漁場を利用する権利は慣習法により、漁場周辺の住民へ無償で与えられた。地方官吏のなかには、特定の漁場を私物化し、その占有権を貸貸する者もみられたが、国王はこうした慣習法に違反する者を処罰し、国民一般の食糧を確保する姿勢を貫いた。

ところが、一八五九年に即位したノロドム Norodom 国王は、プノンペンの王宮の造営費などを調達するために、官吏や中国人商人の進言を容れ、中小の河川や湖沼の漁場の占有権を貸貸制とする決定を下した。この貸貸

制度の内容はおよそ次のとおりである。

国王は自らが全国土の漁場の唯一の所有者であることを前提に、まず一般の住民やボル poi〔王室の奴隷〕へ、その集落周辺の河川、湖沼の漁場の集団的占有権を与え、旧来どおり、無償で漁業を営む権利を保証した。また王族、大臣、一部の地方官吏に対しては、それぞれ特定の漁場の占有権を与え、その漁場を利用する権限を任ねた。他方、内水面漁業の中心地であるトンレザップ湖沿岸の漁場、及びメコン河、トンレザップ河沿いの漁場については、何人も自由に漁獲することを認めた。以上の漁場は貸貸の対象外として勅令に記載された。そして記載外の漁場の占有権は競売によって貸貸されることとなった。このようにルクレールによれば、ノロドム国王が財源確保のねらいから占有権の貸貸制度を導入することによって、漁場の権益関係が明確となった。全土の漁場は用益の主体によって、〔一〕王族や官吏の俸禄地としての漁場、〔二〕トンレザップ湖など誰もが入漁可能な漁場、〔三〕特定の住民や王室奴隷に留保される漁場、〔四〕貸貸の対象となる漁場、の四つの形態に区分されていたことになる。つまり、王国政府のもとでは建前として既に

II章で指摘した「二」の範疇の他に「八一」と「三」の範疇の漁場も賃貸制度の適用外なのである。以下においては現実にこの制度がいかに運営されていたのか、さらに保護領支配のもとでどのように制度が再編されたのかを検討する。

なお、本論との関わりにおいて、王族の俸禄地について一言しておく必要がある。王国政府のもとでは、国王の領地の他に、皇太子、及び皇太后の領地が存在した。これは国王が皇太子、皇太后に与える俸禄地としての性格をもつものである。従って、ルクレールのいう、王族に与えられた漁場とは、その領地内の漁場をさすものと思われる。

### 1 ノロドム国王治世下の漁場占有権賃貸制度

一八八四年、カンボジア理事官フリーレは、コーチシナ総督へ宛てた書簡において、同年の漁場占有権の賃貸状況を報告している。<sup>(3)</sup>この時期にはフランス保護領政庁は未だ本格的な財政改革に着手していないので、本書簡はノロドム国王治世下の賃貸制度の実態を示していると思われる。そこでまず、この書簡を訳出しておこう。

「漁場占有権の競売は昨日行われ、落札価格は合計、四、〇〇〇バール barres〔前出 nen の仏語訳〕、つまり六万二、〇〇〇ピアストルに達しました。入札の申し込みは一二〇件を超えたのですが、落札結果は以下のとおりです〔表5〕。

私達は漁場を漁業生産者へ直接借すことはできませんでした。というのは、彼らの入札額はあまりにも少なすぎ、合計で三、五〇〇バールにも達しないからです。また、多くのカンボジア人にとって、競売に参加するためにアノンペンに赴くことは困難なようです。この不便さは駐劄所 residence が設置されれば解消されると思います。その暁には競売はよりよい結果をもたらすことになるでしょう。

私達はまた、カンボジアの行政組織の不まじめさに由来する多くの困難に遭遇しました。皇太后と副王〔この時期は皇太子〕に属する漁場占有権は三年の期限内で既に賃貸されているのです。このため、私達はこれらの漁場を放置せざるを得ませんでした。そのうえ各省 province では、僧侶、王室奴隷に留保される漁場が存在するのです。この古い制度が修正されれば、

表5 1884年度の漁場占有権及び漁網税徴収権の落札状況

人 名	国 籍	区 域	賃貸価格 (パール)
Oknha Tés Ônsa	マレー	ブノンベン上流のマレー人の村から、タイ国境までの湖、及びそれに注ぐ河川の漁場占有権 漁網税の徴収権	1,350
Thai Heng	中 国	Kâ Oknha Tey から Sambok までの Kiên Svai 省を含む、メコン河兩岸の漁場占有権 漁網税の徴収権	205
"	"	Tonlé Tanch, 及びトンレザップ湖に注ぐ河川の漁場における漁網税の徴収権	25
Chau krom Gi	"	Baphnom, Prév veng, Romduol, Svai-Teap の漁場占有権	945
Yang Ky	"	Prév Krebas, Treang, Kâ Thôm の漁場占有権	595
Luong Montrey Reachéa	カンボジア	Louk Dèk の漁場占有権	810
Bâvâ Likhet	"	Bati 省の漁場占有権	7
Ngé Văn Chung	ヴェトナム	Takéo からコーチシナ国境までの Châu doc 地域の河川の漁場における漁網税の徴収権	63
計			4,000 (62,000 ピアストル)

〔出所〕 AN, DAOM, Indochine, 12694. Lettre du Foures, Représentant du protectorat au Gouverneur, Saigon. Phnom penh, 27-[月不詳]-1884.

〔入札の〕申し込みはさらに増えること  
しよう。  
私達はまた、サアン Saang 省〔国王の領地内の一省〕ではアロヨ arayos〔小運河〕が一人の老婦人に属していることも発見しました。  
昨年、国王は漁場を合計三、二〇〇パールで賃貸したのですが、中国人ワンタイ Wangtai は今年も同額の値をつけました。それ故、「今年は昨年に比べ」落札価格は八〇〇パール、つまり一万二、四〇〇〇ピアストル増加したのです。」  
要するに、行政官としてのフーレはここで財源強化の観点から、賃貸の対象となる漁場の地域的な限定、非漁業者による漁場占有権の落札、この二点を旧来の賃貸制度の難点として批判している。これらの点はいずれも漁場賃貸制度の本質に関わる問題であり、保護領政府がこの制度を直接運営していく過程で最も重要な課題となるのである。そこで、こ

の二つの問題点、賃貸の対象となる漁場の性格と競売制度に焦点を当てて当時の漁場賃貸制度の実態と問題点を解明する。

まず賃貸の対象となる漁場についてであるが、国王<sup>II</sup>王国政府は賃貸の対象を国王の領地内の漁場に限定する。皇太子、皇太后の領地内の漁場の管理はそれぞれ独自に行われる。国王の領地内の漁場についても、全てが賃貸の対象となるわけではなく、僧侶、王室奴隸や特定の人物に留保される漁場も存在する。またこの書簡では触れられていないが、後に見るとおり、集落周辺の漁場も住民に留保され、大臣や一部の地方官吏へ占有権を分与する漁場も賃貸の対象から除外されていた。従って、一応建前どおりに賃貸制度は運用されていたことになる。

ところで、現実に賃貸の対象となる漁場と非賃貸の漁場、特に住民へ留保される漁場との区分はどのように行われたのであろうか、ルクレールは非賃貸の漁場は勅令に記載されたとしているが、果して全土の漁場を遺漏なく収録できたのか否か疑問である。殊に住民に留保する漁場の指定にあたっては入漁の慣習性が基準となるのであるが、その基準はかなり曖昧であったと思われる。そ

うした曖昧さは、漁場の利用をめぐる住民と占有権を獲得した漁業生産者との間の紛争の頻発という事実によって裏付けられる。

フーレは、先に引用した一八八一年六月十八日付の書簡において、漁場占有権の賃貸が周辺住民の不満を引き起こし、住民が占有権を得た漁業生産者の操業を武力で妨害する事態が発生していることを指摘し、その具体例を四例挙げている。いずれのケースも、占有権を入手したのはコーチシナのチャウドック Chaudok 省のヴェトナム人であった。そして、それらの漁場へ数十人から百人程度のカンボジア人の住民が集団で押し寄せ、操業の許可を要求したり、経営主が雇う漁夫に暴行を加えた。

また、王国政府の漁場制度の管理責任者クラコム *Khram Kom* (運輸を担当する大臣) は、同じ一八八一年六月二十二日付の地方官吏へ宛てた書簡においてやはりヴェトナム人が占有権を賃借した漁場において、カンボジア人が漁をしたという嫌疑をかけられて逮捕された事例を二件報告している。<sup>(4)</sup>

以上の一連の事実は、住民に無償で留保する漁場と賃貸の対象とする漁場との境界を曖昧にしたまま、現実に

は入漁の慣行がみられた漁場を全てではないにしても貸賃の対象となる範疇の漁場へ組み込んでいたことを物語る。漁場占有権の賃貸制度の導入はこのように、カンボジア人住民の既得権を剝奪し、漁場から排除する結果をもたらしたいえよう。

次に、競売制度の考察に移ろう。一八八四年度の落札結果は表5にみられるとおり、全体で七人が八区画の漁場占有権と漁網税徴収権を落札している。内訳をみると、六人が六区画の漁場占有権を、二人が二区画の漁網税徴収権を獲得している。この漁網税とは、一定の規模以上の漁網に課す税のことで、その徴収権の落札は、同一地域の漁業権と一括する場合と、単独の場合とがある。操業が自由なトンレザップ湖や大河沿いの漁場においても課税の対象となる。しかし、その落札価格は漁場占有権に比べて極めて少ない。

さて、先のフーレの書簡によれば、この年百二十人の入札参加者があった。従って、一応競争原理が貫かれ、高価格を提示する者が漁場占有権や漁網税徴収権を入手したものとみられる。事実、書簡中に引用されている中国人ワнтаイは前年度、全土の漁場の占有権を獲得した

商人であり、八四年度の落札失敗の原因は入札価格の低さにあった。それ故、少なくとも国王や官吏の恣意や私情で特定の人物への漁場占有権を譲渡することはなかったといえよう。もっとも競売制といっても、入札に参加できるのは、まとまった資金を用意することができ層に自ら限られていたことは言うまでもない。

こうした落札者は全て漁業に従事しない者であることはフーレの指摘するところである。彼らの職業は明示されていないが、ワнтаイがそうであり、また次節でみるように、商人が多かったと思われる。また、落札者の民族構成は多様ではあるが、マレー人、中国人が高価格で広い区域の漁場占有権を獲得している。八三年度の全漁場占有権の落札者ワнтаイもまた中国人である。いずれもこれらの層は、専ら漁場占有権の転貸による利ざやをあてにする投機者としての性格を有していたことは疑い得ない。その利ざや分は、行政官フーレの目には本来賃貸料収入として保護領政庁の財政収入に入るべきものと映ったのである。

それはさておき、王国政府は財政収入増加のためには、民族、職業を問わず、高価格を提示する者に漁場占有権

を落札し、落札者を徴税体系のなかで漁業税請負人として位置づけていた。漁場占有権賃貸制度においてはこのように、財政収入の増加を図る王国政府と占有権の転賃による投機をあてこんだ商人ら豊富な資金をもつ層との利害関係が一致していたのである。その背景には、商業的漁業の発展に伴ない中小の河川、湖沼の漁場においても、その占有権をめぐる競争が激化したという事情があったことは言うまでもない。

最後に、漁場占有権の転賃借関係に触れておこう。既述のとおり、何人も特定区域の漁場占有権を継続して落札できるとは限らない。従って、特定の漁場の占有権の転賃借をめぐる落札者と漁業生産者とが固定した関係にあったとは考えられない。むしろ、生産者同士が競合する状況のもとで、両者の間は金銭上の関係が優先していたとみる方が妥当であろう。ところで、転借する側の漁業生産者としての性格はどうであろうか。先に占有権をめぐる住民との紛争の実例として挙げた四例の経営はいずれも、百二十〜八百ピアストルの転賃料を支払って河川や湖沼の漁場占有権を入手し、漁夫〔原文では *peur* 漕ぎ手〕を雇って操業する。これらの例に限らず、

転借者は、ひとまとまりの漁場の占有権を得るための多額な資金を漁期に前に用意することができ、漁夫を雇傭するだけの操業資金を有する企業経営者とみてよいであろう。このように、中小の河川、湖沼の漁場においてもトンレザップ湖沿岸の漁場と同様に、経営規模こそ違え企業経営が発展しつつあった。その主体も、先の四例が示すように、ヴェトナム人が多かったとみられる。

## 2 保護領政庁支配下の漁場占有権賃貸制度

王国政府のもとで漁場の占有権賃貸制度は、王国政府と投機者層との利害関係が一致するなかで、カンボジア人の小生産者の漁民層を漁場から排除し、企業経営を発展させる結果をもたらした。この制度を保護領政庁が直接管理するにあたってフリーレは、財政収入拡大の見地から、賃貸の対象となる漁場の拡大、非漁業者たる徴税請負人⇨投機者層の排除、を改革すべき課題として提起した。これらの課題が保護領支配のもとで実現されたのか否か、その結果既存の漁業構造にいかなる影響をもたらしたのか。本節ではこれらの点を左記の六件の一八九〇年代前半の賃貸契約文書を素材に検討する。<sup>(6)</sup>

- A 「Samrap EK (国王), Samrap Trey (皇太子), Samrap Chetva (皇太后)の漁場の、Momiの年〔一八九四〜九五五年〕の漁期の賃貸契約」
- B 「〔Samrap EKの〕漁場の、Khal Tousak (一八九〇年)、『Tha Treysat (一八九一年)、『Roung The-tvassak (一八九二年)〕の漁期の賃貸契約」
- C 「〔Samrap EKの〕漁場(アロヨ、湖)の、『Tou-ssakの年(一八九〇〜九一年)〕の賃貸に関する勅令」
- D 「Samrap Treyの漁場の、『Mosank Pank Chac Sacの年(一八九三〜九四年)〕の漁期の賃貸契約」
- E 「Samrap Chetvaの漁場の、『Mosank Pank Chac Sacの年の漁期の賃貸契約」
- F 「Samrap Chetvaの、『一八九五〜九六年の漁期の、漁場の経営独占権に関する入札心得書」
- (引用にあたっては、AとFと略記する)
- このうち、A、B、D、Eは当事者間の契約文書、Cは国王が地方官吏に対し、落札者の漁場占有権を保証するよう命じた文書、Fは漁場の経営独占権<sup>II</sup>漁場占有権の賃貸に関する諸条件を明記した入札要綱である。いずれも原文は仏文であるが、BとCは仏語訳と記されている。

さて、漁場占有権の賃貸関係を考察するうえでの出発点としてまず、漁場の所有権について触れておこう。

国王、皇太子、皇太后のいずれの漁場においても、賃貸者の漁場占有権を最終的に保証するのは勅令を公布する国王であり(Bの第三条、Dの第三条、Eの第五条)、また特定の漁場を賃貸の対象から除外し、住民へその占有権を留保する主体も国王である(Cの第一条)。つまり、保護領政庁は漁場の占有権賃貸制度を管理するにあたって、形式上、旧来どおり全土の漁場の所有権が国王に帰属することを前提とした。

この前提に立ったうえで政庁は、全土の漁場賃貸制度を一元化した。契約文書A、D、Eにおいて、賃貸する側の当事者として署名しているのはフランス人高等理事長官 Resident supérieur であり、保護領政庁が国王の領地内の漁場はもとより、皇太子、皇太后の領地内の漁場をも直接管理していたことを示している。また、これと並行して政庁は、

「かつて、省の行政官や官吏の収入源であった、『pek [河川]、『beng [湖沼]、『kan leng [c]、『khueng [c]、『trapéang [沼]、『池]などは賃貸される漁場の範疇に入

ることとする。「占有権の」賃借者は官吏に納付金を支払うことなく、これらの漁場を転貸できる。」(Fの第七条)

とあるように、官吏の俸禄地としての漁場を廃止した。このように保護領政庁は、フーレの提言どおり賃貸制度の一元化、賃貸の対象となる漁場の拡大を実現したのである。

一般住民や王室奴隷へ無償で留保する漁場についてはどうか。保護領政庁は建前としてはこの範疇の漁場をこれまでどおり存続させた。Cの第一条には、

「旧慣に従い、過去何か年もの間、賃貸の対象から外され、住民やボルが使用料を払わず自由に入漁ができた、アロヨ、湖、その他の漁場は、『Taoke』〔頭家?』Chap と Taoke Pak Man [本契約の賃借者] に対する賃貸の対象から除外する。これらの漁場は、住民やボルへ無償で留保される。」

とあるように、住民や王室奴隷の既得権を保護し、さらに同じCの第三条に、

「行政官はまた、旧慣に倣い住民やボルに留保される漁場を従来どおり保護する。」

とあって、行政官の責務を謳っている。

しかし、いずれの条文においても賃貸の対象から除外する漁場を明示せず、また入漁の慣習性の厳密な規定はみられない。そのうえ行政官による、住民、王室奴隷ボルの留保地保護の内容も具体的ではない。それとは逆に、CとFはともに、賃貸の対象となるアロヨ、河川、湖の名を列挙している(Cは前文、Fは第二条)。つまり、住民などへ留保される漁場と賃貸の対象となる漁場との区別は、後者を具体的に指定することによって明確となる。このことは、Cの第二条に次のように記されている。

「行政官は上記の全漁場を Taoke Chap と Taoke Pak Man へ賃貸する場所として区別するために、役人を派遣して杭を打たねばならない。」

つまり、賃貸の対象となる漁場の囲い込みによって、住民へ留保される漁場の区域が明瞭となるのである。こうした人為的区画によって、それまで曖昧であった権利―無償で入漁できる権利と有償で排他的な占有権を行使できる権利と―が明確となったといえよう。

ところで、その賃貸地は、

「紛争を避けるために行政官は、漁師たちが賃貸さ

れる漁場へ漁に来ることを禁止しなければならない。」  
 (C)の第四条)

とあるように、賃貸の対象となる漁場には、当初から周辺住民の入漁が予想された区域も含まれていた。換言すれば、賃貸の対象となる漁場は、入漁の慣行が全くみられない漁場とは限らないのである。入札者もまた、漁獲を期待できる漁場であるからこそ、その占有権の獲得を望むはずであり、そうした漁場では周辺住民の入漁の実績があったものと思われる。

賃貸の対象となる漁場の指定にあたってのこうした建前と現実との矛盾は、王国支配下においてみられたような、漁場周辺のカンボジア人住民が占有権を転借したヴェトナム人漁業経営者を襲撃するという事件によって顕在化したのである。<sup>(2)</sup>

保護領政庁は賃貸料収入を増加させるために、賃貸の対象となる漁場を拡大することが必要であった。それは、一方で王族や官吏の俸禄地としての漁場を政庁が直接管理することにより、他方では集落周辺の漁場を人為的に区画して賃貸の対象とすることによって実現した。その帰結としてカンボジア人の小生産者の漁民は、これまで

以上に慣行的な入漁地から排除されることとなった。

さて、保護領政庁にとって、賃貸制度改革のもう一つの課題は、徴税請負人Ⅱ投機者層を競売から排除することであった。そうすることによって、彼らの転賃収入分を政庁の賃貸料収入として確保できるはずであった。このねらいが実現されたのか否かを検討しよう。

まず、落札の区画単位についてであるが、契約文書B、D、Eはそれぞれ国王、皇太子、皇太后の領地内の漁場を全て一括して賃貸することを明記している。また、Aは三つの領地、即ち全国土の漁場の契約文書である。一八八四年度の落札単位に比べて明らかに広域化している。落札者はBとCが先の二人であり〔両者の関係は不明〕、Aはブノンベン在任のPhu So Kun〔福建?〕集団の中国人 Huynh Trac, DはCanton〔広東?〕集団の中国人 Sin Tac, Eはブノンベン在任の Ho Siである。いずれも中国人商人とみられる。これらの落札者は旧来どおり漁場占有権の転賃を前提とし、また保護領政庁もそれを容認した。そのことは先に挙げた、Fの第七条の末尾にも記されており、またCの第五条には、

「賃借人は、アロヨ、湖の転賃にあたっては、旧慣、

及び本勅令の諸規定に厳格に照らして行うこと。」  
とあり、さらにFの第九条にも、

「賃借人は〔漁場の〕独占権の譲渡をうけたならば、  
旧慣に倣へ、上記のPrék, bengを転貸し、転貸料を  
受領することができる。」  
とある。

つまり、保護領政庁は、九十年代前半までは旧来の競  
売制のあり方を改革せず、むしろ競売単位の広域化によ  
って、落札者をより豊富な資金をもつ層へ限定する結果  
をもたらしたのである。しかも、中国人商人を中心とし  
た落札者層は、シンジケートを結成し、競り値を低く押え  
るなど、仲間同士で競売を意のままにしていたのである。<sup>(8)</sup>  
政庁は無論、こうした競売制のあり方を是認していた  
わけではなく、投機者層を排除するための制度改革を企  
図していた。そうした方向に沿った最初の改革は、一八  
九九年に実施された。その骨子は、先のフーレの提言ど  
おり、競売単位を細分化するために、競売を国内各地の  
駐劄所において分散して行なうことであつた。<sup>(9)</sup> その効果  
は図1にみられるとおり、賃貸料収入の増加となつて表  
われた。しかし、投機者層が再び結束を強化し、各地の

競売において協合して競り値を下げたため、一九〇六年  
には政庁の賃貸料収入は落ち込んだ。このため政庁は一  
九〇八年、総括請負人 *fournier général* を廃止する旨の  
勅令を公布した。<sup>(10)</sup> しかし、その後も投機者層を排除す  
ための具体的な措置は講ぜず、非漁業者が占有権を落札  
し、それを漁業生産者へ転貸するという構造は不変であ  
つた。<sup>(11)</sup>

競売制のもとでは、たとえ競売単位を細分化しても漁  
業生産者は、中国人商人らの豊富な資金を有する層に太  
刀打ちできなかつた。競売の原理として、競り値を相對  
的に高くつける者が占有権を落札するのは当然の結果で  
あつた。つまり、保護領政庁は、排除をめざしながらも  
依存せざるを得ないという中国人商人を中心とする投機  
者層との関係を突き崩すことはできなかった。このこと  
は、競売によって賃貸料収入の増加を図ろうとするこの  
制度の必然的帰結なのであり、また基本的には両者の利  
害関係が一致していることを物語っている。

さて、徴税請負人Ⅱ投機者層の排除こそできなかった  
ものの保護領政庁は、賃貸の対象となる漁場を拡大する  
ことによつて漁場占有権の賃貸料収入の増加を実現した。

それは、漁場占有権の落札者に中国人商人を中心とした投機者とヴェトナム人を中心とした企業的漁業生産者との間の占有権の転貸借関係が地域的に拡大し、カンボジア人の小生産者の漁民は多くの漁場から排除される結果をみたした。

- (1) Leclère, Adhémar, *op. cit.*, *Recherches sur les droits*……, pp. 306—311. 管見の限り、王国支配期の漁場制度を解説しているのは、マートンのこの記述のみである。
- (2) *Ibid.*, pp. 1—108, pp. 179—192. Aymonier, Étienne, *Notice sur le Cambodge*, Paris, 1875, pp. 23—25.
- (3) AN, DAOM, Indochine 12694, Lettre du Fournes au Gouverneur, Saigon. Phnom penh, 27-(月不詳)-1884.
- (4) AN, DAOM, Indochine 12694, Lettre du Kratom au Gouverneur de Tréang, 22 juin 1881.
- (5) AN, DAOM, Indochine 13469, Lettre du Fournes au Gouverneur, Saigon. Phnom penh, 1 juillet 1884.
- (6) 51449 AN, DAOM, Indochine 9430.
- (7) AN, DAOM, Indochine 17081, Lettre du Guy au Gouverneur Général de l'Indochine, 2 juillet 1916.
- (8) AN, DAOM, Indochine 5871, Rapport du Stégouls au Résident supérieur. Saigon, 8 juillet 1898.
- (9) Guesde, *op. cit.*, pp. 220—221.
- (10) Pétillot, *op. cit.*, pp. 119—121.

- (11) AN, DAOM, Indochine 17081, Lettre du Guy, 2 juillet 1916, *op. cit.* Rapport du Résident supérieur au Gouverneur Général de l'Indochine, 8 avril 1916.
- むすびにかえて

このように、フランスの保護領収奪の強化、商業的漁業の発展という状況のもとで、カンボジアの内水面漁業は生産、流通、金融の各分野、及び漁場の権利関係において異民族が支配的地位を占め、カンボジア人の小生産者の漁業は駆逐され、衰退したのであった。

ところで、こうした傾向は内水面漁業に限られたことではなかった。フランスの経済政策—就中、勅税や夫役の金納固定化、塩の専売化及びコーチシナとの通商上の一体化に伴う貿易の拡大—は、農村への貨幣経済の浸透を促進した。この過程で中国人をはじめマレー人、ヴェトナム人など異民族の商人による農村の金融、流通支配がすすんだ。カンボジア人農民はその小生産者の基礎を失い、これら商人の債務奴隷へ転落するケースが増加した。このようなカンボジア農村の経済構造は保護領期を通じて変わることがなかった。